第5回下野市消費生活検討委員会 会議録

日 時	平成27年12月18日(金) 午後2時00分~午後3時20分
場所	下野市保健福祉センター ゆうゆう館 会議室
出席委員	白石智則委員長、片根稔委員、佐藤一義委員、隅谷サヨ子委員、本多絵美委
	員、河又敏子委員、生井真澄委員、石川美佐子委員、大沼ヨシ子委員、保沢
	明委員、橋本幸昌委員、坂本順子委員、福田一也委員
欠席委員	青柳庄一委員、津野田久江委員
事務局	渡辺房男市民生活部長、篠崎安史安全安心課長、松本泰子主幹、木村みどり副
	主幹
傍 聴 者	-

○次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
- (1) 第4回委員会会議録の確認について
- (2) 下野市消費生活条例の検討について
- (3) その他
- 4 閉会

○開会

(事務局) ただいまより第5回下野市消費生活検討委員会を開会する。

○委員長あいさつ

(事務局) 委員長からごあいさつをお願いしたい。

(白石委員長) この検討委員会も、いよいよ今回で5回目の開催となる。本日は、条例を制定すべきかどうか等について考えていきたいと思う。この2週間、私も条例について勉強させていただいたが、条例の制定については様々な問題があるようである。条例を制定すべきかどうか、制定するならどの様な条例が良いのか、皆様と一緒に話し合っていきたいと思うので、ご協力をお願いしたい。

(事務局) 市消費生活検討委員会条例第5条第1項の規定により、この後の議事進行を 白石委員長にお願いする。

(白石委員長) 最初に、会議成立、会議録署名人について確認させていただく。 本日の欠席委員は2名であり、委員定数15名のうち、過半数以上の委員が 出席しているため、市消費生活検討委員会条例第5条第2項の規定により、 会議は成立する。 本日の会議録署名人は、名簿順で、石川委員、大沼委員にお願いする。

(白石委員長) 議事に入る前に、事務局に配布資料の確認をお願いする。

(事務局) [配布資料の確認]

○議事

(1) 第4回委員会会議録の確認について

(白石委員長) 議題1について、事務局に説明をお願いする。

(事務局) 第4回委員会の会議録については、事前に配付し確認していただいたが、修 正点はなかったため確定させていただく。

(白石委員長) それでは、次の議題に移る。

(2) 下野市消費生活条例の検討について

(白石委員長) 議題2について、事務局に説明をお願いする。

(事務局) 前回の委員会において、委員の皆様から「

前回の委員会において、委員の皆様から「消費者を守る法律が整備されてい る中で、あえて市で条例を制定しなくてはならない理由があるのか。条例を 制定するに当たり、違反者の取り締まりやそれに対する罰則の規定について も考えているのか」という意見があった。このご意見に対し、「事業者に対す る指導・勧告・公表及び罰則といった部分については、体制面でもスキルの 面でも、栃木県の協力なくしては、市単独では対応できないのが現状である。 市の消費者施策の推進に当たっては、法令や栃木県の条例に基づいて進めて おり、市の条例がないと施策の実施に支障を来すわけではないが、市の取組 をより明確化し、また消費者行政に力を入れてより積極的に取り組んで行く という市の姿勢をアピールするためにも、条例を制定できればと考えてい る。」という市の考えをお話しさせていただいた。その上で、今回の委員会で は、条例案のたたき台や参考として他の市の条例を提示させていただき、委 員の皆様にご検討いただく予定であった。その後、他の市の条例等を参考に 庁内で再度検討した結果、国や近隣市町の動向及び社会状況の変化を見極め ながら、条例を制定する上での問題点を整理し、またどのように市の独自性 を出していくかなど、もう少し時間をかけて研究し、条例制定に向けて今後 も引き続き検討していく必要があるという考えに至った。

このため、今回は市消費生活条例案の提示はできないが、栃木県消費生活条例及びその規則についての資料をお手元に配付させていただいたので、内容の紹介をさせていただきたい。また、併せて配付させていただいた栃木市消費生活条例及び施行規則についても参考にしていただき、委員の皆様からご意見をいただきたい。

(『「栃木県消費生活条例」及び「不適正な取引行為の指定に関する規則」の あらまし』について説明) (白石委員長)

事務局から、栃木県や栃木市の消費生活条例についてご説明いただいたが、大分長くなったので、皆様からご意見をいただく前に、私の方でまとめさせていただく。現在、消費者基本法という法律があり、国の消費者施策について決められている。栃木県や栃木市の消費生活条例を見てみると、主に2つの部分から成り立っていて、前半部分については国の消費者基本法と同じ内容であり、それを県あるいは市にそのまま置き換えたものである。前回の委員会で、私も事務局も「条例がないからと言って直ちに困るということはない。」と申し上げたが、それは消費者基本法があるからであり、これまで検討してきた消費生活基本計画の根拠となる条文もここに盛り込まれている。そして事務局から説明があったとおり、ほとんどの県や条例がある市では、後半部分で「不適正な取引行為」について定義しており、事業者が不適正な取引行為を行っていないかどうかを調査する権限を県や市に与えている。その調査の結果、不適正な取引行為があると認められた場合には、さらに指導・勧告・公表といった措置をとることを定めているのである。こういった権限は、明らかに条例が無ければ認められないものである。

(本多委員)

実効性の確保という部分で、指導・勧告・公表といった措置に、どれだけの 抑止力があるのか。公表は具体的にどのようにされるものなのかピンとこな い。公表されたからと言って、それを辞めるまで抑止できるものなのかどう かが良くわからない。条例を作れば積極的に取り組んでいるというアピール にはなると思うが、この部分が市の方でなかなか独自では難しいということ であれば、私は条例を制定するのはまだ早いのではないかと思う。

(白石委員長)

県や宇都宮市などではどのように公表が行われているのか、情報があればお 聞かせいただきたいと思う。

(事務局)

平成26年度栃木県消費生活センターの事業概要報告によると、関係法令に基づく事業者への調査・指導の実績は、「特定商取引に関する法律」に基づく口頭指導を4社へ、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく文書指導を3社、また口頭指導を17社へ、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく文書指導を4社、また口頭指導を29社へ行っているとのことである。

(白石委員長)

そうすると、それらは各法律に基づいた指導ということであり、条例に基づく不適正な取引行為への指導ではないということか。特定商取引法等では罰則が設けられており、当然、これをやってはいけないということが国の法律で決められている。不適正な取引行為については、必ずしも国の法律で罰則が定められているものばかりではなく、むしろそうでないものが多い。それらの行為に対して指導・勧告できるというところが、条例を作る意味のあるところだと思うが、そういった指導・勧告の実績についてはわかるか。

(事務局)

先程、特定商取引に関する法律に基づく口頭指導を4社に行ったということであったが、指導の概要は「特定商取引法及び栃木県消費生活条例に違反するおそれのある行為を行っていた事業者に対し、不適正な取引行為を是正するよう指導した。」ということである。

(白石委員長)

法律に違反する「おそれのある」行為を行っていた事業者に対し、条例に基づき指導をしたということか。私個人の意見としては、確かにスキルや体制面で対応できないということであれば仕方がないかもしれないが、指導・勧告・公表について定めることに意味がないということはないと思う。現に、国の法律に違反する場合について指導・勧告・公表という措置が定められているし、実際にそれらの措置を受ければ、事業者は不適正な取引行為を改める方向に向かうと思うので、意味がないということはないと思う。先程のご意見は、あえてそれらを定めるほどの意味があるのかということか。

(本多委員)

多分、優良な事業者であれば、そういった措置をとられると困るということで抑止力になると思う。ただし、実際にそういった不適正な取引行為を行うような事業者にとっては、指導・勧告・公表といった措置がそれほど抑止力にはならないのではないかとも思う。実際に公表されたのを見たことがないので、公表されることによって強制的に取引を行うことができなくなったりすることがあるのかという疑問もある。でも、確かに、一般的な条例であれば、指導・勧告・公表によって不適正な取引行為がある程度抑止されるかとは思う。

(白石委員長) 他の委員の皆様はいかがか。

(事務局)

当初、市としては条例を制定したいという方向で考えており、実際に条例素 案を検討し、庁内で様々な議論をした。また、市の総合計画も平成27年度 で終了し、平成28年度からは新たな総合計画がスタートすることになるが、 その中でも消費者行政について位置づけされている。先程、栃木県や栃木市 の条例について話したが、県や栃木市と同様に不適正な取引行為の指定に関 する規則を設けて指導・勧告・公表等を行うためには、市としてもきちんと 体制を整えていかなければならない。条例を作ったはいいが、対応ができな いというのが一番問題である。職員の体制として、消費生活グループは2名 体制であるが、消費者行政を担当しているのは実質1名という現状である。 こういった問題もあり、市としては、条例を作るにしてももう少し内容を研 究する必要があり、今回は見送った方が良いのではないかという結論に至っ た。条例の素案も提示できないような状況で、委員の皆様からご意見をいた だきたいと言っても難しいかもしれない。ただ、条例を作らないということ ではなく、あくまで条例制定に向けて今後も引き続き庁内で研究し、具体的 に条例の素案が整えば、検討委員会の場で皆様に提示してご意見をいただき たいと考えている。委員の皆様にもご理解とご協力をお願いしたい。

(白石委員長) 他にご意見等はあるか。

市の体制、スキル面というのは当然検討しなくてはならないことだとは思うが、本委員会はあくまでも理想的な消費者行政の在り方を考えて市長に答申すべき委員会であるので、本当に条例が必要ならば、必要であるという意見を出すことも可能だと思うが、いかがか。

(隅谷委員) この委員会に出させていただくことになった時に、私達リーダー協議会の中でも「そもそも条例が先にあって、基本計画があるのではないか」という意

- 4 -

見が出てきた。基本計画があって条例はないというところも結構たくさんあり、下野市も先に計画があって条例はないが、県の方に大事なところはお願いするという形でやっていけている部分もあると思う。通常は条例があってその中に基本計画についての規定が出てくると思うが、その2つの関係性について、条例はなくても良いものなのかということをお尋ねしたい。

(白石委員長)

基本計画自体は、国の法律等でできないことは決めていないし、市としてこういう施策を実施するという計画であるので、必ずしも根拠となる条例が必要だということにはならない。ただ、根拠を定めれば計画の位置づけがよりはっきりするという程度のものだと思う。

私の方でまとめさせていただくと、おそらくこの条例の最初の消費者基本法に相当する部分については、特に積極的に反対する理由はないと思う。そのほか、この委員会の根拠条例や、消費生活センターに関する条例等もそこに組み込むという形で、ひとつの市の消費者基本条例というものがあった方がよいと思う。ただ、不適正な取引行為に係る調査・指導・勧告等を行わないのであれば、あえてそこまでする必要があるのかという考えもあるが、逆に言えばその部分さえ除けば、特に反対する方もいないのではないかと思う。私の方から質問させていただきたい。現状では、県の条例で不適正な取引行為の調査・指導・勧告について決められている。ただ、市ではそれについて具体的に調査まではできないので、消費生活センターに寄せられた相談事例を県に通知して、それで県が動いて調査するという形になっているのか。

(隅谷委員)

先日、私達リーダー協議会の集まりがあった時に聞いた話である。ある方が何年か前に市内のスーパーで買った牛肉の産地の表示が間違っていたため、消費生活センターに連絡し、センターから県へ通知された。県からの返答は「こちらで適切に対処しました」ということで、自分へは最終的な結果報告がなかった、ということであった。小さいことだが、例えばそういう時に、市であればきちんと市民に答えが返ってくるが、県だから少し遠いところにあるのでなかなか返事が来ないのではないか。市ならば、身近にあるので早く対処してもらえるなど、そういったメリットはあるのか。

(白石委員長)

個人的にはあると思う。要するに体制次第ではあるが、まず、市として独自 に調査、さらに指導・勧告ということができるようになれば、理想論ではあ るが、今言われたような問題点は当然少なくなってくるだろうと思う。

(隅谷委員)

そうなると、同じようなことがあった時に、相談するかしないかは人によるとは思うが、もし市に条例があれば、勇気を出して消費生活センターに相談してみようということになり、その結果、事業所が改善することにつながるかもしれない。ただ、なかなか市の体制がそこまで整わないということであれば、難しいのかなとは思う。市民にとって、また事業所にとっても、どちらの方が良い方向へ行くのか。どちらもそう大きな差はないかもしれないが、市に条例があればより身近に感じることができるとは思う。

(白石委員長)

消費者のことを考えれば条例があるに越したことはないと思う。個人的な見解であるが、おそらく市としては、人員が足らないということや、その他に、

そういった根拠条例があることによって、市へどんどん要望や依頼がきて収 拾がつかなくなり、通常の市の消費者行政の業務ができなくなってしまうこ とをおそれているのではないかと思う。

他にご意見はあるか。

それでは、緊急に決めなくてはならない案件ではないので、この件について は今後も継続的に審議していくという形にしていきたいと思う。委員の皆様 には、今回の条例の解説を踏まえて、下野市としてどのような条例を設ける べきか、それとも条例は必要ないのか、各自で改めてご検討いただきたいと 思う。

その他、委員の皆様からご意見やご質問はあるか。

(3) その他

(白石委員長) それでは、最後に、事務局から何かあるか。

(事務局)

本日の会議録については、調整が済み次第、委員の皆様にお送りしてご確認いただき、皆様からいただいたご意見を基に修正したものを、次回の会議時に承認を得たいと考えているので、よろしくお願いしたい。

なお、次回の会議は1月15日(金)午後2時から、ゆうゆう館会議室にて開催し、第二次下野市消費生活基本計画のパブリックコメント実施結果の報告等を予定している。確定次第、委員の皆様にお知らせするので、ご出席をお願いしたい。

また、チラシを配付させていただいたが、1月31日(日) 午前9時から保健福祉センターきらら館において、第6回下野市消費者まつりを開催する。消費者団体や事業者が参加し、その活動内容や消費生活情報等を展示するほか、消費者啓発講演会、劇団らくりん座による啓発劇、防犯落語等を実施するので、ぜひお誘い合わせの上ご来場いただきたい。

(白石委員長) これで本日の議事はすべて終了した。 それでは、進行を事務局へお返しする。

○閉会

(事務局) 以上をもって第5回下野市消費生活検討委員会を閉会する。

以上